

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の十九」を「第五十五条の六」に改める。

第十四条第二項中「第五十五条の十九」を「第五十五条の六」に改める。

第十五条第一項中「の種別割」を削る。

第三十二条の二の四第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第四十七条第一項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第四十七条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第五十条から第五十五条の七までを削る。

第五十五条の八(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十条とする。

第五十五条の九(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十五条の十(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十五条の十一の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「新規登録」を「道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」

に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「規定による」を「規定により」に、「種別割」を「自動車税」に、「第五十五条の十四」を「第五十五条」に改め、同条第五項中「第五十五条の十四」を「第五十五条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十五条の十二を削る。

第五十五条の十三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第百五十一号）」を加え、「第五十五条の十一第三項」を「前条第三項」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十五条の十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第十三条第一項に規定する移転登録（次項において「移転登録」という。）」に改め、同項第二号中「第五十五条の十七第一項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第三号中「第四十七条第三項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十五条の十五中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の二とする。

第五十五条の十六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の三とする。

第五十五条の十七の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「、身体障害者等」を「、身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項及び次項において「身体障害者等」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の四とする。

第五十五条の十八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の五とする。

第五十五条の十九（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の六とする。

附則第三条の二を削る。

附則第六条の二第一項を削り、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同項を同条とする。

附則第十一条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」

に改める。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

附則第二十二条の二から第二十二条の六までを削る。

附則第二十三条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百十九条第一項第一号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「法第四百十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの」に、「次項第二号及び次条第二項」を「次項第二号及び同条第二項」に、「法第四百十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第一号及び」に、「次条第一項」を「同条第一項」に、「第五十五条の八第一項第三号イ(1)」を「第五十条第一項第三号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十三条第二項中「第五十五条の八第一項」を「第五十条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から

令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第五条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第四百九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に改め、同項第三号中「法第四百九条第一項第三号に規定する」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第五十条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

附則第二十三条の二第一項中「第四十七条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第五十五条の八第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「第一項の」を「前項の」に改め、「の種別割」を削る。

附則第二十三条の三を次のように改める。

(東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例)

第二十三条の三 法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域(以下この条において「自動車等持出困難区域」という。)内の自動車が、次に掲げる自動車で施行令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第四十七条第一項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動

車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるものの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

附則第二十五条の二第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部改正）

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一条中「の種別割」を削る。

第一条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「（軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の大型特殊自動車を除く。以下同じ。）」及び「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削る。

第二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「の種別割」を削り、同条第三項中「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項中「の種別割」を削り、「第五十五条の十四」を「第五十五

条」に改める。

別記第一号様式中「(識込世)」を削る。

(彩の国みどりの基金条例の一部改正)

第三条 彩の国みどりの基金条例(平成二十年埼玉県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の種別割」を削る。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「附則第九項」を「附則第七項」に改め、附則第七項及び附則第八項を削り、附則第九項を附則第七項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(附則第四項及び第九項において「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 施行日前に埼玉県税条例第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条第四十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の埼玉県税条例(以下この項及び第八項において「旧条例」という。)第五十五

条の五第一項、第五十五条の六第一項又は附則第二十二条の六第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第五十五条の五第六項、第五十五条の六第二項若しくは附則第二十二条の六第二項の規定による還付又は旧条例第五十五条の五第七項（旧条例第五十五条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第二十二条の六第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

7 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第二十三条の三第一項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

9 新条例附則第二十三条の三第一項の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「旧自動車持出困難区域」という。）は総務大臣が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十四条第一項の規定により指定して公示した同項に規定する自動車等持出困難区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に総務大臣が二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月十一日）は新条例附則第二十三条の三第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。

（軽自動車税に関する経過措置）

10 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。